

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 4 月 14 日

月 曜 日

第 3750 号

目 次

告 示

- 新規土地改良事業施行の認可 1
- 平成26年度における地籍調査事業計画の決定

公 告

- 建設業の営業の停止 2
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 6

告 示

富山県告示第223号

新規土地改良事業施行の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった二番割地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 10条第 1 項の規定により、平成26年 4 月 4 日認可した。

平成26年 4 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第224号

平成26年度における地籍調査事業計画の決定について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により平成26年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

平成26年 4 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 地籍調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	事業の内容	調査地域
富山市	地籍調査	富山市下野、沢連
高岡市	地籍調査	高岡市中川本町、中川上町、中川町、博労
氷見市	地籍調査	氷見市下矢田部、布施・深原、大浦
砺波市	地籍調査	砺波市庄川町庄広谷、庄麻生谷
南砺市	地籍調査	南砺市箆渡、下出、夏焼、大島、菅沼、上中田・田下、新屋、広瀬館
射水市	地籍調査	射水市島、串田、生源寺、黒河
上市町	地籍調査	中新川郡上市町若杉、荒田、森尻、柳町、中江上、湯上野、法音寺、上法音寺、大坪、横法音寺、稗田、正印新、正印、三日市、上経田
立山町	地籍調査	中新川郡立山町前沢、野口、本郷島、西芦原、手屋、貫田、上銚木、日俣、大島、榎、坂井沢、柿の木沢、下段、米沢、新堀

2 調査期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~

建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定による処分をしたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 処分をした年月日

平成26年4月7日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 株式会社関原配管
- (2) 主たる営業所の所在地 射水市浜開新町12番地2
- (3) 代表者の氏名 関原 栄一
- (4) 許可番号 富山県知事許可(般-25)第14516号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、次に掲げる建設工事に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事

ウ ア及びイに掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間

平成26年4月22日から同月28日まで

4 処分の原因となった事実

株式会社関原配管は、射水市から直接請け負った同市発注の建設工事を施工するため、特定建設業の許可を受けることなく、下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことが、建

建設業法第28条第1項第2号に該当するため

建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 処分をした年月日

平成26年4月7日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 株式会社谷村電機工業
- (2) 主たる営業所の所在地 南砺市荒木5515番地の1
- (3) 代表者の氏名 谷村 賢治
- (4) 許可番号 富山県知事許可（般特－22）第10590号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、次に掲げる建設工事に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事

ウ ア及びイに掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間

平成26年4月22日から同月28日まで

4 処分の原因となった事実

株式会社谷村電機工業は、特定建設業者以外の建設業者が射水市から直接請け負った同市発注の建設工事について、情を知って、当該建設業者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第7号に該当するため

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成26年3月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいわ会

3 代表者の氏名

尾田 久美子

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市堀川町300番地セモンテビル201号

5 定款に記載された目的

この法人は、孤立する人、サポートを要する人及び不登校やひきこもり等で自立が困難な青少年とその家族に対して、ボランティア活動、社会福祉、社会的自立への援助・相談・研修に関する事業を行い、人々が、思いやりの心を持ち、人との絆を重んじ、人と自然との調和を図り、心豊かな健全な精神を保持継承し、発展していくことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成26年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人憩いの家世界一かわいい美術館

3 代表者の氏名

浅井 省己

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市水橋辻ヶ堂 593番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、まちづくりの推進、文化・芸術の振興、子どもの健全育成、憩いの場所の提供に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により射水市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画地区計画

（名称） 小杉インターパーク地区 地区計画